

船橋市生ごみ処理容器購入費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出される厨芥物等（以下「生ごみ」という。）の自家処理のため、生ごみ処理容器を設置する者に対し、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第50号）に基づき、船橋市生ごみ処理容器購入費助成金（以下「助成金」という。）を予算の範囲内において交付することにより、容器の購入を容易にし、もって一般家庭から排出される生ごみの減量化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「生ごみ処理容器」（以下「処理容器」という。）とは、微生物等を利用して、一般家庭から排出される生ごみを発酵分解により、堆肥化または減量化させることを目的として製造された容器（電動式のものを除く。）で次の各号に定めるものをいう。

- (1) コンポスト容器 容器を地面に設置して、生ごみを土壤に含まれる微生物により堆肥化する容器
- (2) EM容器 密閉された容器に生ごみとEMボカシを入れて発酵させ、土中に戻して堆肥化する容器
- (3) 通気型容器 通気性の良い容器に生ごみや腐葉土等をいれて、堆肥化又は減量化する容器
- (4) その他生ごみを堆肥化、減量化するもので市長が認めるもの

(交付の要件)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えた者とする。ただし、第4号に掲げる要件にあっては、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (2) 処理容器を設置することができる場所を有すること。
- (3) 減量化又は堆肥化された生ごみを自ら処理できること。
- (4) 本人が市税を滞納していないこと。

2 前項第4号の確認は、市税納付確認書により行うものとする。

(助成金の額等)

第4条 処理容器の助成金は、購入価格の2分の1に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とし、一基について3,000円を限度とする。

2 処理容器の助成金の対象となる数は、一世帯あたり2基以内とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、処理容器を購入した日の属する会計年度内に、船橋市生ごみ処理容器購入費助成金交付申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

(交付可否の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市生ごみ処理容器購入費助成金交付（決定・却下）通知書（第2号様式）により当該申請者に通知する。

(交付請求)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者は、船橋市生ごみ処理容器購入費助成金交付請求書（第3号様式）に必要書類を添付して、市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消等)

第8条 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受け、又は交付を受けた者があるときは、市長は、助成金交付の決定を取消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(交付手続)

第9条 市長は、助成機会の均衡と手続きの円滑化を図るため、あらかじめ処理容器を購入する者に届け出をさせ、助成順位を決定することができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成8年4月1日から施行し、同日以降処理容器を購入した者に適用する。

附 則

この要綱は平成12年4月1日から施行し、同日以降処理機器を購入した者に適用する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行し、同日以降処理容器を購入した者に適用する。

附 則

この要綱は令和2年4月24日から施行し、同日以降処理容器を購入した者に適用する。